

富山市教育委員会会議録

令和5年3月定例会

1 日 時 令和5年3月29日（水曜日）

午後 1時30分 開会

午後 3時00分 閉会

2 場 所 Toyama Sakura ビル5階 中会議室

3 出席委員 教育長 宮口克志
委員 若林啓介
委員 藤井久丈
委員 尾畑納子

4 説明のために出席した者

事務局長	砂田友和
事務局次長（総務・社会教育担当）	古西達也
事務局次長（学校教育担当）	竹脇孝志
教育総務課長	本郷由佳
学校再編推進課長	山口雅之
学校施設課長	高瀬雅基
学校教育課長	川端紀代美
学校保健課長	宮前仁
生涯学習課長	高橋祐子
教育センター所長	河原弘幸
大沢野教育行政センター所長	片山尚之
郷土博物館長	坂森幹浩
大沢野生涯学習センター所長	中村忠成

5 職務のため会議に出席した事務局職員

教育総務課主幹	大島 聡
教育総務課長代理	余川 毅
教育総務課管理係長	河西 麻里子

6 傍聴人数 0人

7 付議案件

(1) 議案

議案第 8 号	富山市教育委員会人事について
議案第 9 号	八尾小学校、檜尾小学校の統合について
議案第 10 号	富山市教育委員会行政組織規則の一部改正について
議案第 11 号	富山市教育委員会事務専決規程の一部改正について
議案第 12 号	富山市教育委員会文書取扱規程の一部改正について
議案第 13 号	富山市教育委員会公印規程の一部改正について
議案第 14 号	富山市個人情報保護条例施行規則の廃止について
議案第 15 号	富山市教育委員会個人情報の保護に関する法律等施行規則の制定について
議案第 16 号	富山市市民の声等の事務処理要綱の一部改正について
議案第 17 号	富山市公民館条例施行規則の一部改正について
議案第 18 号	富山市猪谷関所館条例施行規則の一部改正について
議案第 19 号	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規則で定める事務を定める規則の制定に関する教育委員会の意見について

(2) 報告事項

報告事項 5	令和 5 年 3 月市議会定例会における質問の概要について
報告事項 6	令和 4 年度末県費負担教職員定期異動の内申について
報告事項 7	令和 5 年度富山市学校教育指導方針について
報告事項 8	富山市大沢野生涯学習センター条例施行規則の廃止について

(3) その他

その他 6	富山市佐藤記念美術館企画展「わざ to 色」
-------	------------------------

8 会議の要旨

【開会】

[教育長]	開会を宣言する。 本日は、高田委員が欠席であるが、委員の過半数が出席しているため、会議は成立している。
-------	--

【前回会議録について】

- [教育長] 2月教育委員会定例会会議録について意見等を求める。
[各委員] (意見なし)
[教育長] 意見なしのため、前回会議録は承認された。

【非公開案件について】

- [教育長] 議案第8号、報告事項6は人事に関する案件である。よって、非公開としたいが、よろしいか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 承認を得られたので、議案第8号、報告事項6は非公開とする。

【議案第9号】

- [教育長] 議案第9号について事務局から説明を求める。
[学校再編推進課長] (議案第9号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[各委員] 質問等なし。
[教育長] 採決を行う。議案第9号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって、議案第9号については原案どおり可決した。

【議案第10号～13号】

- [教育長] 議案第10号～13号について一括して事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (議案第10号～13号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[尾畑委員] 旧町村地域にあった4つの教育行政センターを1つに集約すると、従来あった部門の一部は残るのか。業務的にはどのようなになるのか。
[教育総務課長] これまで各教育行政センターで担っていた業務は、基本的には大沢野の教育行政センターに集約するが、一部については、各地域に残る行政サービスセンターに願います。また、一部は本庁の組織に移管することによって、役割分担をしていくことになる。

[尾畑委員] 組織的には理解できるが、各教育行政センターの人材は、何名かは残り、これまでの役割を多少は果たすことができるのか。大沢野の教育行政センターへ行かなければ、教育関係の行政手続きなどはできなくなるのか。いずれは人材が1カ所に集まるとしても、移行的段階でどのようなようになるのかをイメージした時に、今までとサービスが変わったことで、住民の方にとって不便でなければいいが、どうなのか。

[教育総務課長] 例えば、市外からの転入に伴う住民票などの手続きは、各行政サービスセンターで行っており、その際に、学校の手続きが必要な場合は、同じ建物内にあった教育行政センターで行っていた。今回の教育行政センター集約に伴い、今まで行っていた手続きのうち、全てではないが、一部の業務を教育委員会ではない担当の部局へ願います。大沢野教育行政センターへ行けば、今までと同じ手続きが可能であり、それ以外の地域で手続きをする場合は、本庁舎へ来ていただくことになるものもあるが、各行政サービスセンターにも一部の業務を願いますことになるので、極端に住民サービスに何か影響が出ることはないと考えている。

[尾畑委員] 段々人が減ってきているのに、さらに住民サービスが低下すると、ますます過疎化が進むのではないかと考えている。私は、今まで大山地域で市民大学のプラネットコースの講師をしていたが、その時に教育行政センターの方に色々ケアをしてもらっていた。そのようなこともなくなるのではないかとということも頭にあり、質問した。できるだけ不便のないように、スムーズに移行してもらえたらと思うので、配慮をよろしく願いたい。

[藤井委員] 段々と集約されることはいいが、各行政サービスセンターの窓口で行う業務と、教育行政センターに集約して取り扱う業務は、別々に棲み分けられるのか。それとも、各行政サービスセンターと教育行政センターのどちらでも同様の業務を取り扱うことができるのか。もし同じことが両方でもできるということなら、住民はわざわざ大沢野の教育行政センターへ行かなくても行政サービスを受けることができるはずである。また、大沢野という場所に教育行政センターの拠点を持って来ることへのメリットについては、どのようにお考えか。

[教育総務課長] 基本的には、これまで各教育行政センターで行っていた手続きなどについては、大沢野の教育行政センターで行うこととなる。先ほど説明した、転入に伴う学校の手続きに関しては、各地域の教育委員会ではない担当部局で一部担うことになる。そのため、その手続きについては、大沢野の教育行政センターでも、各行政サービスセンターでも手続きができるようになり、もちろん市役所本庁舎でも手続きができることになる。

- [藤井委員] 要するに、どこでも手続きができるようになるということか。例えば、自宅が大沢野地域に近い住民の方が、大沢野の教育行政センターに行っても、市役所に行っても、同じ手続きができるということか。
- [教育総務課長] 市役所本庁舎に来庁されれば、全ての手続きはできる。
- [教育長] 大沢野の教育行政センターでも、4つの行政サービスセンターでも、できる業務があるということによいか。
- [教育総務課長] 全てではないが、一部の業務やサービスはできる。4つの教育行政センターを、大沢野の教育行政センターに集約したことのメリットについてだが、この件に関しては、教育委員会だけではなく、市長部局や、富山市全体の組織改正の中で行われており、大沢野地域に残すこととしたのは、位置的な部分が大きかったのではないかと考えている。
- [尾畑委員] オンラインなど、いろいろなツールを使いながら、1カ所に集約していくことになっていくのだろうか。本庁舎に行くことが一番便利なことはわかるが、無駄不満が出ないようにスムーズに移行してもらいたいと思う。
- [教育長] その他、質問等あるか。
- [各委員] 質問等なし。
- [教育長] 採決を行う。議案第10号～13号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって、議案第10号～13号については原案どおり可決した。

【議案第14号、15号】

- [教育長] 議案第14号、15号について一括して事務局から説明を求める。
- [教育総務課長] (議案第14号、15号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [若林委員] 条例よりも上位である法律が直接適用されるので、これまでの条例や規則が不要になった、という解釈でよろしいか。
- [教育総務課長] そのとおりである。
- [若林委員] その代わりに、各々の法律の適用に関しての細かな規則については、直接、法律を適用しなければならない機関が定めなければならないため、それを今回制定したということか。
- [教育総務課長] そのとおりである。
- [尾畑委員] それに伴って、内容は変わるのか。
- [教育総務課長] 内容については、個人情報保護法の法律自体の制度が、一元化された。それに伴って、この法律の下に民間事業者や地方公共団体などが直接適

用されるということが基本的な改正の趣旨である。中身として変わることはいろいろと細かくある。例えば、個人情報の定義は、これまでは特に示されていないが、今回の改正によって「生存する個人」となることや、これまで取得してはならない個人情報として取り扱われてきたものが、「要配慮個人情報」として定められ、取得制限はないが、それに関わるには配慮を必要とするという取り扱いが変わった。法律の改正内容によって、中身が変わってきていることも、いくつかある。

[尾畑委員]

どこがどのように変わっていくのかについて、正確に説明してもらわなければならない。

[学校施設課長]

この件について、私は前職で担当していたので、説明させてもらう。全国的に大きく変わるのが、今までは各自治体が自由に個人情報の定義を決めることができたことである。例えば、先ほど説明があった個人情報について、富山市では「死者にも個人情報がある」と定めていたが、国は「死者には個人情報がない」としていた。これが全国でバラバラだと統一的にできないため、国が法律の方に合わせるよう、法律を直接適用できるようにした。もう1つ大きいのが、「個人情報について、インターネットに接続してはいけない」という条例を定めている自治体が多く、富山市も「個人情報はインターネットに一切接続してはならない」としていた。しかし、DXなど、国が電子化を進めるにあたって、その条例が足枷になっていたため、国が制度を一本化した。細かなルールはあるが、そのルールに基づいたうえであれば、個人情報をインターネットに接続できるようにした。

[尾畑委員]

それに伴って、富山市の制度も変えていかなければならないということが分かった。

[教育長]

採決を行う。議案第14号、15号について、異議があるか。

[各委員]

異議なし。

[教育長]

異議なしと認める。よって、議案第14号、15号については原案どおり可決した。

【議案第16号】

[教育長]

議案第16号について事務局から説明を求める。

[教育総務課長]

(議案第16号について説明)

[教育長]

ただ今の件について、質問等あるか。

[尾畑委員]

通常、市民生活と男女共同参画では、相談内容が違うと思うが、2つの課が統合した理由は、相談内容が似通っているからということなのか、

時代の流れなのか。どちらにしても、統合するということは、課が大きくなるということなのか。

[教育総務課長] 改正の内容については、あくまでも組織の名称が変わるということであり、担当する範囲が変わるということではない。

[教育長] 教育委員会の要綱については、説明のとおりである。尾畑委員の質問は、教育委員会についてではなく、市長部局内で2つの課が1つになることで、課の守備範囲が広がるのではないかと、ということだが、これは教育委員会の担当ではない。

[尾畑委員] 教育委員会の担当ではないが、それぞれの課に寄せられていた教育関係に関する相談の窓口が、1つになるという理解でよろしいか。

[教育総務課長] 富山市市民の声等の事務処理要綱については、富山市全体の組織としての要綱がある。要綱の中の名称として、それぞれの組織名称が出ており、教育委員会や消防局や上下水道局など、様々な任命権者ごとの実施機関で処理要綱に従い対応している。要綱の中の名称として、それぞれの組織の名称が出てくるので、今回の組織改正で、要綱中に表記されている組織の名称が変わったということである。特に、教育委員会との関係の有無ではない。

[学校施設課長] 以前、市民生活相談課に在籍していたので、補足説明させてもらう。市民生活相談課は、町内会とのやり取りをする係と、市民からの相談を受ける係と、消費生活センターという3つの役割があった。今回、そのうちの町内会の部分が他の課に移管し、残る2つの役割を市民協働相談課で担うことになるため、業務が一部減って一部増えるという形であるため、統合したからと言って課が大きくなるとは一概には言えない。

[尾畑委員] 組織変更後に来庁した市民に対して、新しい担当課の窓口へ行くように案内をしても、たらい回しにされたと思われてしまう。そのようなことがないようにしてもらいたいと思う。教育委員会訓令にも、このような課が出てくることを知らなかった。

[教育総務課長] 組織については、高瀬学校施設課長が説明したとおりである。これまでは、市民生活相談課で相談業務を行っていたが、課の名称が「地域コミュニティ推進課」になった。市民生活相談課と男女参画・市民協働課を統合し、新たに設置する「市民協働相談課」で相談機能を持つことになった。市民の声の事務処理要綱については、基本となる担当課は、これまで市民生活相談課だった。その市民生活相談課の名称がなくなり、相談機能を引き継いだ「市民協働相談課」が主になる。この要綱の改正に、名称変更について記載されている。繰り返しになるが、教育委員会やその他の消防局、上下水道局なども、その要綱に従って対応するので、今回この規則の改正となる。

[尾畑委員] よく理解できた。
[教育長] 採決を行う。議案第16号について、異議があるか。
[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって、議案第16号については原案どおり可決した。

【議案第17号】

[教育長] 議案第17号について事務局から説明を求める。
[生涯学習課長] (議案第17号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[若林委員] 質問ではないが、文章が分かりにくい。
[生涯学習課長] 文書法務課で作成したもので、このような文言になる。
[教育長] 提出期限の最終日は決まっていたが、提出の開始日が分かるように改正される。
[若林委員] 極端に言えば、2年前から使用する日を指定して申請することができていたが、この改正によって、前の月の1日以降にならないと、申請ができないということでしょうか。
[藤井委員] 申請開始の日を決めるのなら、申請開始時間も決めるべきではないかと思う。基本的には、公民館が開く時間帯と考えてよいか。
[生涯学習課長] 公民館の開館時間は、午前9時からと決まっている。また、この表記は、文書法務課によって、他の市の施設と同じような文言で書かれているので、申請開始時間までは記載できない。
[尾畑委員] 使用する日より、ずいぶん前からの申請ができなくなり、申請期間が短くなったということか。
[生涯学習課長] 今までも同じような扱いをしていたが、明記をしていなかったのが、今回改めて明記することとなった。
[教育長] 文書法務課では、このような法律の専門用語で表記をすることになっているのかもしれないが、教育委員の皆さんから、一般市民の方に分かりやすく伝わる方がいいという提案をいただいているということ、文書法務課へ投げかけていく。
[尾畑委員] 法律の専門用語で表記すると、このようになるということか。
[教育長] そのとおりである。
[若林委員] 市民から、いつから申請の受付ができるのか、問い合わせが来ると思う。県民会館の予約受付は「使用する月の1年前の前月の最終日」と記載されており、極めて分かりやすい。富山市公民館条例は、例えば、10月

何日から使いたいと申請するときは、9月1日以降ということになるので、表記は「使用日の属する月の1か月前の初日から」とした方が、分かりやすいのではないかと。

- [尾畑委員] 規則としてはこのような表記だが、公民館を使用する方に対して、もっと分かりやすく表現し、広報すればいいと思う。
- [藤井委員] これは行政文書なので、利用者に対しては、分かりやすい文書を用意すればよいのではないかと。
- [若林委員] 「何月何日に使用したい場合は、この日から予約できます」など、申請書に例を記載すればよいと思う。
- [教育長] 採決を行う。議案第17号について、異議があるか。
- [各委員] 異議なし。
- [教育長] 異議なしと認める。よって、議案第17号については原案どおり可決した。

【議案第18号】

- [教育長] 議案第18号について事務局から説明を求める。
- [大沢野教育行政センター所長] (議案第18号について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [若林委員] 今まで、加算料金を徴収する制度がなく、料金を徴収することになったので、その期間を設定したという理解でよろしいか。
- [大沢野教育行政センター所長] 冷房、および暖房は、今年度の補正予算でようやく設置できた。そのため、冷暖房使用期間について、加算料金を徴収するということを初めて決定し、その期間も定める必要がでてきたものである。
- [若林委員] 3月でも気温が35度くらいになることもあるかもしれない。その場合は、料金は徴収しないが、冷房や暖房などを使用することはできるのか。
- [大沢野教育行政センター所長] この期間に使用する場合、空調を使用しても使用しなくても、加算料金は徴収することになる。
- [若林委員] 冷暖房の実施期間外に、来館する場合もあると思う。最近は異常気象なので、10月初旬でも、非常に暑い日になるかもしれない。冷暖房の実施期間外でも、加算料金の徴収をせずに、空調を使用できる状態になっているのか。来館者の立場になると、そのような対応も必要なのではないかと思うが、そのあたりはどうか。
- [大沢野教育行政センター所長] この期間外には冷暖房の電源を入れない、という運用をするつもりはない。気候に応じて、臨機応変に対応する。
- [教育長] 採決を行う。議案第18号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。
[教育長] 異議なしと認める。よって、議案第18号は原案どおり可決した。

【議案第19号】

[教育長] 議案第19号について事務局から説明を求める。
[教育総務課長] (議案第19号について説明)
[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
[尾畑委員] 教育委員会に意見を求める項目として、市立幼保認定型こども園における教育課程に関する事務と、設置、廃止及び休止に関する事務についての2点であり、教育委員会は意見を述べるが、それは決定ではなく、最終的には市長部局で決定するということか。
[教育総務課長] そのとおりである。これまで、意見を求めることについての規則が、市長部局になかった。今回、規則が制定され、今後は教育委員会へ意見を求めるという流れになる。
[尾畑委員] 部局は違うが、教育上関連性があるので、教育委員会の意見を聴くということだが、制定内容は2点だけでよいのか。専門の方が考えたのなら大丈夫だと思うが、「その他、関連する事務」などを加える必要はないか。例えば、転園については、教育委員会に意見を求めることはないということによいか。
[教育総務課長] そのとおりである。
[若林委員] この規則を制定したきっかけは何か。本来、制定しておかなければならなかったが、気付かなかったのか。それとも、この規則に抵触する事案があったのか。
[教育総務課長] 平成27年4月に、幼保連携型認定こども園制度が導入され、その時に法律の改正が行われた。本来であれば、若林委員が言われたように、制度が導入された時に、この規則を制定するべきであったが、当時の富山市の担当部局で、解釈の取り違いなどがあり、そこまで議論がされなかった。今回、別の中核市から、この規則の制定状況について照会がかけられ、中核市全体の中でも、制定されている市は少なかった。今回の照会をきっかけに、改めて、富山市でも制定することになったと聞いている。
[若林委員] よく分かった。
[尾畑委員] 幼保連携型認定こども園は、幼稚園の機能も持つので、本来なら、ある程度、教育委員会に打診することが必要ではないかと思う。内容については、「その他の事務」なども入れるべきなのではないかと思うが、必

要に応じて、制定内容を加えるということも考えていいのではないかと
思う。

[教育長] 採決を行う。議案第19号について、異議があるか。

[各委員] 異議なし。

[教育長] 異議なしと認める。よって、議案第19号については意見なしとする。

【報告事項5】

[教育長] 報告事項5について事務局から説明を求める。

[教育総務課長] (報告事項5について説明)

[教育長] ただ今の件について、質問等あるか。

[藤井委員] スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを増員し、臨床心理士は、場合によって派遣しているとのことだが、スクールソーシャルワーカーで臨床心理士の資格を持つ人はいないのか。全くの別枠で探しているのか。

[学校教育課長] 資格を持つ人はいるかもしれないが、派遣に関しては、別枠で行っている。

[藤井委員] スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーでは、少し意味合いが違うが、この場合のカウンセラーは、臨床心理士に近い役割ということか。

[学校教育課長] スクールカウンセラーの中には、臨床心理士の資格を持つ人もいる。臨床心理士の資格を持つ人など、相談業務に長けている人を採用している。

[竹脇事務局次長] スクールカウンセラーについては、県から派遣されている人と、富山市が単独で採用し、派遣している人がいる。県のカウンセラーについては、臨床心理士の資格を持つ者、あるいは学校教員のOBなど、「臨床心理士に準ずる者」という位置付けで採用されている。富山市で採用している、6名のスクールカウンセラーは、全員、臨床心理士の資格を持っている。

[藤井委員] スクールカウンセラーは教員で、臨床心理士とは別だと思っていた。教員OBも含め、どちらかといえば臨床心理士に近い存在というイメージでよいか。

[竹脇事務局次長] そのとおりである。

【報告事項7】

- [教育長] 報告事項7について事務局から説明を求める。
- [学校教育課長] (報告事項7について説明)
- [教育長] ただ今の件について、質問等あるか。
- [尾畑委員] 方針としては、このまましっかりと進めていけばよいと思うが、これをどのようにして、具体的に実効性のあるものにするかということが、大切だと思う。例えば、いじめや生と死についての考え方は、命の授業を行えば何かが変わるというわけではなく、日々のさまざまな教科の中からも、生まれてくると思う。以前にも出した話だが、児童会活動、生徒会活動を指導できる教員を育成し、その活動を通して、主体性のある子どもを育成する。また、現在の日本や世界を、どのように見ていくか、一人ひとりが考えていけるように、少しでも種を蒔いてもらい、実効性のあるものへと繋げてもらいたい。方針については申し分ないので、教育委員会を通して、指導する教員にも具体的に伝え、絵に描いた餅にならないようにしてもらいたい。
- [学校教育課長] 来年度、イエナプラン的教育講習会等を、主体的な子どもたちを育成するための中心に据える。その共通理解を図るために、学校教育課と教育センターの指導主事で何度か勉強会を重ねている。長い時間をかけ、同じ共通理解のもと、年次研修や各主任等の研修などで、こちらから繰り返し発信していく。そして、現場の声を吸い上げて考えていく。絵に描いた餅にならないよう、来年度以降、繰り返し繰り返し、長い時間をかけていきたいと考えている。
- [尾畑委員] 教員から児童、生徒に対してだけでなく、子ども同士で生み出されていくことが大事だと思う。そのような雰囲気醸成していけるよう、ぜひお願いしたい。
- [教育長] 学校教育課長からも話があったが、定例の校園長会、年次研修も含めた各種研修会において、指導方針を活用しながらの研修を実施するということを想定している。教員自身も、実践はもとより、今まで習ったこともないような学習形態になっていくと思われ、イメージしづらい部分があると思う。先進的に取り組んでいる市内の学校も何校かあるので、そのような学校や、主体的な学び研修会に参加している教員が、自ら授業公開するという取り組みを、今年度実施した。その授業を見ながら、子どもたちが主体的に学ぶということが、どのような姿なのか、授業形態も含めて、具体例を見ながら、それぞれの教員や学級の持ち味を活かした授業実践につながるような研修をしっかりと進めていきたいと考えている。懸念されている件については、私どもも同様に、理念は分かるが、その理念がどのように具現化されるのかが、最も大事なことだと思う。

う。ぬかりなく進めていけるよう、努めていきたい。

[藤井委員]

イエナプラン的教育について、教員には浸透してきていると思うが、保護者に対しては、浸透している状況にあるのか。

[学校教育課長]

そのことについては、来年度以降の課題と捉えており、シンポジウムや動画配信なども含めて、保護者への理解の醸成を図っていく初年度となると考えている。

【報告事項 8】

[教育長]

報告事項 8 について事務局から説明を求める。

[大沢野生涯学習センター所長]

(報告事項 8 について説明)

[教育長]

ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員]

質問等なし。

【その他 6】

[教育長]

その他 6 について事務局から説明を求める。

[郷土博物館館長]

(その他 6 について説明)

[教育長]

ただ今の件について、質問等あるか。

[各委員]

質問等なし。

[教育長]

以上をもって公開案件に係わる議事は終了したが、その他質問等あるか。

[各委員]

質問等なし。

[教育長]

非公開案件に移る。傍聴、マスコミの方はご退席願う。

《以下、非公開事項のため概要のみを記載する》

【議案第 8 号】※非公開案件

[教育長]

(議案第 8 号について事務局から説明を求める。)

- [教育総務課長] (議案第8号について説明する。)
- [教育長] (議案第8号についての採決について、各委員に諮る。)
- [各委員] (議案第8号について同意する。)
- [教育長] (議案第8号について、原案のとおり可決したことを報告する。)

【報告事項6】 ※非公開案件

- [教育長] (報告事項6について事務局から説明を求める。)
- [学校教育課長] (報告事項6について説明する。)

【閉会】

- [教育長] 閉会を宣言する。